

## 鹿屋市立南小学校いじめ防止基本方針 〈R5.4.1〉

### 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

#### (3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

#### (4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

### 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

#### (1) 基本施策

##### ① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (イ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用し、年3回（各学期に1回）「いじめ問題を考える週間」を実施する。
- (エ) 全校一斉に道徳の授業参観を実施し、保護者とともにいじめ問題について考える。

##### ② いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年5回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。

(イ) いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。

(ウ) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

(ア) いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(イ) スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(ア) 児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるように必要な啓発活動として外部講師を招聘し、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織的な対応

(ア) いじめの防止等を実効的に行うため、毎週水曜日の学年部会において、生徒指導上の問題把握と共通指導確認を行う。

<構成員>

○ 全職員

<活動>

○ アンケート調査並びに教育相談に関すること

○ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

○ いじめ事案に対する対応に関すること

<開催>

○ 火曜日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(イ) 家庭や地域との連携を図るため、いじめ対策モニターを設置し、情報交換や意見交換を行う。

○ 学級モニター（学級役員、隣接学級担任、養護教諭）

※ 学級 PTA での情報交換

○ 学校モニター（PTA 3 役、PTA 文化部長）

※ 運営委員会、理事会での情報交換

○ 校区モニター（民生委員、町内会長、高齢者クラブ会長、子ども会育成会長）

※ 学校運営協議会での情報交換

② いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携し対処する。

### ③ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月以上を目安とする）
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察を行う。

### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するために専門的知識及び第三者を加えた組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ② いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ② いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること

【いじめ早期発見のための対応(事前予防的対応)】

- ① 日頃から児童一人一人に深い関心を寄せる。
- ② サインを送っている子の話を親身になって聞き、支える。
- ③ 定期的なアンケート（いじめに関する）調査（年間5回）や教育相談を実施し、実態把握に努める。
- ④ 教職員全体が連携・協力して情報の共有化を図る。（連絡会、学年部会）
- ⑤ 解決する方法を子どもと一緒に考える。
- ⑥ 周りの子どもと一緒に考える。
- ⑦ いじめた子に対しては、毅然とした態度で指導する。
- ⑧ 担任一人で抱え込まないで、学年部や生徒指導主任の協力を求める。
- ⑨ 校長・教頭へ事実をすぐ連絡する。必要に応じ、校長・教頭の指導のもとに関係機関と連携する。
- ⑩ 関係の保護者に連絡を取り、十分な理解と協力を求める。

【いじめ発見のチェックポイント(いじめられている子の出すサイン)】

朝の会	○遅刻や欠席が増える ○遅刻ぎりぎりの登校 ○表情がさえず、うつむきかげん ○出席確認の際、声小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具・椅子が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る ○席を代えられている ○涙を流した気配が感じられる ○周囲がなんとなくざわついている
授業中	○頭痛、腹痛などを頻繁に訴える ○筆力が弱くなる ○ひどいあだ名で呼ばれる ○グループ分けで孤立しがちである ○正しい答えを冷やかされる
休み時間	○一人でいることが多い ○集中してボールを当てられる ○分けもなく階段等歩く ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い ○用もないのに職員室に来る
給食時	○グループで孤立しがちである ○嫌われるメニューのとき多く盛られる
清掃時	○目の前にごみを捨てられる ○最後まで一人でする
放課後	○衣服が汚れている ○用もないのに一人で残っている日がある ○急いで一人で帰宅する ○机の子のかばんを持たされて帰る
その他の動作や表情	○活気がなく、おどおどした感じ ○寂しそうな暗い表情をする ○独り言を言う ○視線を合わせない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員や班長などを辞めたいと申し出る ○言葉遣いが投げやりの感じになる
持ち物・服装	○教科書や机にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘などを隠される ○危険なものを所持する
その他	○日記、作文、絵画、ノートの記録などに気にかかる表現や描写が現れる ○教科書、トイレや廊下などの壁、掲示物に落書きがある ○決まりを破ったり、万引きしたりなどの問題行動を行う

【長期的対策(事前予防的対応)】

- ① 楽しい学級づくり
    - ・ 欲求不満、ストレスを鬱積させることのない楽しい学級づくり、いじめを許さない集団作り
  - ② わかる授業の充実
    - ・ 直接経験や体験活動を取り入れ、子ども同士の人間関係作りを考慮した楽しくわかる授業の実践
  - ③ 学習環境の整備
    - ・ 学級担任としての日頃の工夫や子どもたちとの触れ合い
    - ・ 掃除が行き届いたきれいな教室、設営がきちんとなされ、花などが生けられた温かい雰囲気学級の学級づくり
- 〈「ネットいじめ」について〉
- インターネットの有効活用とネチケットの指導
  - 必要な情報の選択とメディアリテラシーについての指導
  - 携帯電話の適切な取り扱い方や弊害についての指導
  - 学校裏サイトの情報収集及び職員間の情報の共有

【いじめ発生時の緊急対応(対症療法的対応)】

《いじめられた子への対応》	※校長・教頭への報告	《いじめた子への対応》
① 自ら訴えたことをほめ、全力でいじめから守ることを約束する。		① 「いじめは絶対に許さない」ということをはっきり告げる。
② いじめられた内容やつらい思いなどを親身になって聞くとともに、解決の方法について一緒に考える。	※情報の共有化	② いじめられている子への気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ苦しめているのかということに気づかせる
③ 嫌な事をされたら自分の気持ちをはっきりと伝えるよう指導する。	※組織的な取り組み	③ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら、教師との信頼関係を作る。
④ 活動の場を作り、認め励ますことにより自信や存在感をもたせるようにする。	・学級担任 ・養護教諭 ・生徒指導主任	④ 当番活動や係活動など具体的な場でのよい行動を見つけてほめる。
《いじめられた子の保護者への対応》		《いじめた子の保護者への対応》
① 子どもの言動の変化、精神的な落ち込みや情緒的な不安定などがなくないかを注意深く観察するように助言する。		① いじめの事実を正確に伝え、いじめられた子の保護者のつらく、悲しい気持ちに気づかせ、いじめは正当化できないことを指導する。
② 子どもとの会話を多くして、学校や登下校の様子をさりげなく聞き、悩みを受け止めるように助言する。	☆ 長期間の「心の作業」に誠実に付き合う努力	② いじめ問題を親子関係を見直すきっかけとし、家庭での対応の仕方等を助言する。
③ 些細なことでも担任に連絡し、相談してくれるよう依頼する。		③ 教師が仲介役となり、いじめられた子の親に謝罪させ、両方の親同士が仲良くなるよう助言する。

《周囲の子どもたちに対する対応》

- ① 教師は「いじめを断固として許さない」という態度を示す。
- ② 見て見ぬふりをするのは、いじめていることと同じであることに気づかせる。
- ③ いじめを発見したら、先生や友達にすぐ知らせることが大切であること指導する。
- ④ 一人一人がかけがえのない存在として尊重され、温かい友人関係を築くようにさせる。

◇職員会議（生徒指導の反省）

《生徒指導上の問題把握と共通指導確認》

- ★いじめ、不登校、基本的な生活習慣など
  - ☆よい行いの事例やその指導法など
  - ◇生徒指導連絡会 ◇学年部会
- A：一般的、共通的事例の場合(3主任会と兼ねる)  
校長、教頭、生徒指導主任、保健主任、教務主任
- B：個別的事例の場合  
校長、教頭、生徒指導主任、関係学級担任、養護教諭

【組織的な取り組み】

《学級担任の取り組み》	《生徒指導主任の取り組み》	《養護教諭の取り組み》	《家庭や地域等との連携》
① 給食などで子どもの様子を見る。	① 各学年の子どもの状況を把握する。	① 子どもの欠席状況、遅刻、早退等の状況、健康状態を把握する。	【いじめ対策モニター設置】 ① 学級モニター(PTA幹事、PTA文化部長) ※学級懇談会での情報交換 ② 学校モニター(PTA3役、PTA文化部長) ※運営委員会、理事会での情報交換 ③ 校区モニター(民生委員、町内会長、高齢者学級長、子ども会育成会長) ※特別支援教育委員会での情報交換、連携指導(校区分館運営委員会と兼ねる) ◇関係機関との連携・・・市教委、警察、児相、SSW、SCなど
② 子どもの変化に気づいたら声かけをする。	② 校長、教頭に気にかかる子どもの状況を報告する。	② 校長へ気にかかる子どもの状況を報告する。	
③ 保健室での子どもの様子を常に把握する。	③ 保健室との連絡体系を取る。	③ 関係担任、生徒指導主任へ報告し連携を図る。	
④ 気になる子どもの専科等の授業の様子を把握する。	④ 学校全体のいじめの実態の把握に努める。	④ 保健室での教育相談、健康相談を推進する。	
⑤ 家庭への連絡の際、いじめの有無や状況等について把握する。	⑤ 教育相談態勢を整え、適切な活動を行う。		
⑥ 道徳や学級活動の時間にいじめ問題を指導する。			

【深刻な事態に発展した場合の緊急対策(対症療法的対応)】

- (1) 当面の緊急な対応(指揮一元化の遵守)
  - ① 校内における対応
    - ア 緊急対策のための会の設置(確かな情報をもとに事実と深刻度の把握、危機解決の役割分担の確認)
    - イ 職員への事実関係の説明と役割依頼(報告、連絡、相談の徹底)
    - ウ 全児童への事実説明(動揺しないように指導)
    - エ 被害家族への対応(誠意を込めて深刻度に応じた対応)
    - オ 報告文書等の作成(事実)に即して必要事項を時系列に)
  - ② 教育委員会への対応
    - ア 可能な限り危機の迅速な第1報(祝祭休日を問わず)
    - イ その後の危機の正確な報告(状況の変化を明確に)
    - ウ 中・長期的な危機のついての継続的な状況把握と報告
  - ③ P T Aなどへの対応
    - ア P T A役員との連携(情報提供と今後の対策)
    - イ P T A会員への情報提供と今後の対策の啓発
  - ④ 関係機関、マスコミへの対応
    - ア 警察との連携(危機発生状況及び原因の把握)
    - イ マスコミへの窓口一元化による対応(立ち合い人をおき、事実のみを話す)
    - ウ 病院との連携(当該者の状況把握と今後の見込み把握)
  - ⑤ その他の対応
- (2) 事後の対応
  - ① 見舞いなどの誠意ある対応
  - ② 補償問題など、専門家の助言を通じた対応
  - ③ 危機再発防止のためのP T Aや関係機関などとの対応
  - ④ 施設設備や職員の指導体制の見直しに関する対応
- (3) その他の対応
  - ① 短期的、中・長期的見直し、把握への対応
  - ② 出費が予想される場合の経費への対応

【緊急時の連絡網】

